

稲枝東小学校いじめ防止基本方針

いなえっ子スマイルアクションプラン



一人一人を大切に

いじめを絶対に許さない

やさしさあふれる学校

令和7年4月1日

彦根市立稲枝東小学校

1 いじめ防止のための基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

本校児童は、全体的に素直で明るく、協力して活動できる場面も多い。しかし、ともすれば慎重さに欠ける言動や自己中心的な言動で、相手の心を傷つけている姿も見られるのが現状である。私たち教職員は、いじめはどの学校・どの学級・どの子にも起こりうるという危機意識をもって、いじめに向かわせないための未然防止に力を入れる。

未然防止の基本は、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。さらに、教育活動全体を通じて以下のような内容に留意する。

- ①集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いに認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ②人権教育および道徳教育の充実を図る。
 - ・児童自らがいじめの問題について考え、議論する活動や、校内外でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱の設置等による、児童同士で悩みを聞き合う活動等、子ども自身の主体的な活動を実践する。
- ③子どもの居場所づくりを進め、いじめを許さない学校・学級づくりに努める。
 - ・発達障害等の特性のある子ども（性同一性障害等を含む）や家庭環境に配慮を要する子ども（外国人児童、虐待児童生徒を含む）に対する居場所づくりを進める。
 - ・教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払っていく。

(2) 早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、「いじめではないか」との疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知していく。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保っていく。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に積極的に取り組んでいく。

(3) いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。さらに、いじめは再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、概ね次の要件が満たされるところまで対処していく必要がある。

- ①いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安とする）継続していること。

②いじめ行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを、被害者児童本人および保護者に対し、面談等により確認できていること。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組んでいく。

(4) 地域や家庭との連携

より多くの大人が児童を見守ったり、児童の悩みや相談を受け止めたりすることができるようにするため、学校と家庭・地域が組織的に連携・協働する体制を構築していく。

(5) 関係機関との連携

平素から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築し、いじめ発生時には的確な対応ができるようにする。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条による）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、該当行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの理解

いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等（インターネットを通じて行われるものを含む）の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。

国立教育研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、「暴力を伴わないいじめ」（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全くもたなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全くもたなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめは、被害・加害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在を含めた四層構造（大阪市立大学名誉教授 森田洋司氏の理論による）の中で発生する。

この四層構造には、学級や学年等の様々な所属集団の構造上の問題（例えば、無秩序性や閉塞性など）が影響する。さらに、いじめは、もともと見つけづらい特性があり、事実認定が難しいから、学校・家庭・地域が常に連携して見守っていくことや、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成していくことが重要であると捉えている。

令和7年度 彦根市立稲枝東小学校ストップいじめ行動計画

一人一人を大切に
いじめを絶対に許さない
やさしさあふれる学校



いじめ問題は、本校の教育においても重要課題であり、わたしたちは、人権尊重の教育の観点に立ち、日ごろから児童間の好ましい人間関係を育成するように努めています。児童の間にいじめ等が起きていないか常に鋭い感性をもち、その兆候を見逃さないことが大切であります。

いじめの予防と解決には、「いじめ対策会議」を校内組織に位置づけ、全校的な指導体制を整えて組織的に対応します。その委員会を中心に、きめ細かな予防的活動を展開し、事案が発生した場合には、別に定める「稲枝東小学校 いじめの予防と解決への組織的対応マニュアル」を活用して、その解決を図るべく迅速に対応します。

「いじめ対策会議」

目的：いじめの防止・早期発見・対処に対する取組を実効的に行う

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、教育相談主任

子どものアクション

- いじめのない明るく楽しい学校・学級づくりを進める。
 - ・帰りの会で「友達の良いところ探し」等を実施し、互いの良い面を認め合う。
 - ・「みんな遊び」等、楽しい活動を組む。
- 児童会や委員会活動によるいじめをなくす取組を進める。
 - ・楽しい学校にするために意見発表や企画を企画委員会で行う。
 - ・あいさつ運動に力点を置く。
 - ・標語やポスターを募集する。
- 助け合える人間関係を作る。
 - ・悩んだり困ったりしたときは、必ず誰かに相談する。

家庭や地域のアクション

- 多くの目で子どもを見守る。
 - ・積極的に子どもに挨拶をしたり、声をかけたりする。
- 子どもが大切にされている地域づくりを進める。
 - ・子どもの安定した生活が保障されるよう、民生児童委員、主任児童委員や福祉機関とも連携して取り組む。
- 学校との連携を図る。
 - ・学校運営協議会、青少年育成協議会、生徒指導連絡協議会との連携を深める。
 - ・教育相談日を設ける。

教職員のアクション

- 「いじめを絶対に許さない」学校づくりに向けての共通理解・共通実践を進める。
 - ・「いじめを絶対に許さない」「いじめられている子を守り抜く」ことを全校集会や学年集会等で宣言する。
 - ・子どもの居場所づくりを進め、いじめを許さない学校・学級づくりに努める。
 - ・子どもの心に響く授業づくりに努める。
 - ・「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定力」を育む。
 - ・人権教育や道徳教育を通して、子どもの人権意識を高めるとともに、特別活動を充実し豊かな人間関係を育む力を培う。
 - ・学校説明会や学校通信等で、いじめ問題の学校での取組を知らせる。
- 子どものSOSを見逃さない体制づくり、早期発見に努める。
 - ・些細な変化を見逃さないように休み時間や給食の時間等の子どもの人間関係を把握し、できるかぎり子ども全員に声をかける。
 - ・休み時間等において子どもとのふれあいを大切にする。
 - ・悩みを気軽に相談できるよう、挨拶や声かけを積極的に行い、互いの信頼関係づくりに努めるとともにカウンセリング週間を学期に1回実施し、個別の教育相談に生かす。
- 組織的に取り組める体制をつくる。
 - ・「学校全体で子どもを見ていく」というスタンスで子どもの様子について話し合い、情報の共有をする。「生徒指導部会」、「子どもを語る会」、「学年会」等
 - ・「いじめの疑いがある事案」や「いじめ問題」について、対策委員会を設置し、学校として組織的に対応する。
 - ・いじめは再発する可能性が十分あり得ることを踏まえて対応する。
 - ・教育委員会や外部関係機関、カウンセラーや外部関係機関等との連携がいつでもとれるよう、日頃から意思疎通を図る。

現状と課題

- ・乱暴な言葉遣いやいたずらなどいじめにつながる行動がある。
- ・子どもたちが互いに支え合う意識を高め続ける必要がある。
- ・教職員の感性を磨き続けていく必要がある。



5 いじめ防止年間指導計画

	教職員の活動	児童の活動	保護者・地域への啓発
4月	○学級開き【学級】 ○いじめ防止基本方針についての検討 ○いじめ対策に係る共通理解 ○児童に関する情報共有 【運営委員会、職員会議、生徒指導部会】	○学級ルールづくり【学級活動】 ○東小人権の日 ○委員会活動【担当の委員会】	○いじめ防止基本方針の発表・啓発 ○学校運営協議会
5月	○児童に関する情報共有 【運営委員会、職員会議、生徒指導部会】 ○子どもを語る会 【職員研修】	○たてわり班遊び ○東小人権の日 ○行事を通じた人間関係づくり 【6年 修学旅行・徒走大会】 ○アンケート（カウンセリング週間）	○学習参観 （○親子ひびきあい活動）
6月	○児童に関する情報共有 【運営委員会、職員会議、生徒指導部会】 ○カウンセリング週間	○行事を通じた人間関係づくり 【4年 やまのこ】 ○たてわり班遊び ○東小人権の日	○アンケート（学校評価） ○学習参観 （○親子ひびきあい活動）
7月	○児童に関する情報共有 【運営委員会、職員会議、生徒指導部会】	○たてわり班遊び ○東小人権の日 ○自己評価の実施	○稲枝ブロック生徒指導連絡協議会 ○保護者との情報交換 【個別懇談会】
8月	○生徒指導に関する研修 【職員研修】	○行事を通じた人間関係づくり 【5年 FS】	○学校運営協議会 ○稲枝教育推進協議会
9月	○児童に関する情報共有 【運営委員会、職員会議、生徒指導部会】	○東小人権の日 ○行事を通じた人間関係づくり 【校外学習】	○学習参観
10月	○児童に関する情報共有 【運営委員会、職員会議、生徒指導部会】 ○カウンセリング週間	○行事を通じた人間関係づくり 【運動会】【校外学習】 ○アンケート（カウンセリング週間） ○東小人権の日	○運動会 ○親子ひびきあい活動
11月	○児童に関する情報共有 【運営委員会、職員会議、生徒指導部会】 ○子どもを語る会 【職員研修】	○たてわり班遊び ○行事を通じた人間関係づくり 【音楽会・校外学習・持久走大会】 ○東小人権の日	○音楽会 ○アンケート（学校評価） ○稲枝教育推進協議会
12月	○児童に関する情報共有 【運営委員会、職員会議、生徒指導部会】 ○学校評価の実施	○たてわり班遊び ○全校人権集会 ○自己評価の実施	○保護者との情報交換 【個別懇談会】
1月	○児童に関する情報共有 【運営委員会、職員会議、生徒指導部会】	○東小人権の日	○学習参観 ○親子ひびきあい活動
2月	○自己評価の実施 ○児童に関する情報共有 【運営委員会、職員会議、生徒指導部会】 ○カウンセリング週間	○アンケート（カウンセリング週間） ○東小人権の日	○学校運営協議会 ○学習参観 ○親子ひびきあい活動
3月	○児童に関する情報共有 【運営委員会、職員会議、生徒指導部会】	○自己評価の実施 ○東小人権の日	

6 重大事態への対応

(1) 調査

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったのか、いじめを生んだ要因・背景や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係の確認を速やかに調査する。

<いじめ解決への指導・援助>

○いじめられた児童への指導・援助の姿勢

- ・どんな理由があるにせよ、徹底していじめられた子どもの味方に立つ。
- ・親身になって話を聞く。
- ・継続的に事後指導を行い、今後の対策について一緒に考える。

○いじめた児童への指導・援助の姿勢

- ・いじめの背景の理解に努め、個別にかかわる機会を継続的にもつ。
- ・自分はどうすべきであったか、これからどうすべきかについて考えをまとめ行動できるように援助する。
- ・教職員が一方向的に問いつめるようなことはせず、お互いの人間関係を大事にしながらよい点を認める。
- ・集団でのいじめの場合は、個別指導と並行して、グループとの話し合いを継続して行う。
- ・本人が「謝りたい」という気持ちが生まれてきた段階で、いじめられていた子どもの気持ちを確認し、きちんとした謝罪と今後の決意表明をさせる。
- ・継続して見取り、見守りを行い、本人の行動・意識の変容を見取っていく。

(2) 調査結果の提供および報告

学校は、いじめを受けた児童に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。

この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告であることが望ましい。調査結果については、教育長に報告する。

7 「いじめ防止等の対策のための組織」および「重大事態に係る調査を行う組織」 ＝「いじめ対策会議」

(1) 「いじめ防止等の対策のための組織」

○構成メンバー

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・教育相談主任
(当該学年教諭・SC・SSW)

○役割

- ①学習活動の充実・・・教務主任・学年主任
- ②日常の生徒指導の充実・・・生徒指導主任
- ③校外との連携・・・生徒指導主任
- ④児童の気になる情報を収集・・・学年主任・養護教諭

(2) 「重大事態に係る調査を行う組織」

○構成メンバー

(1)の委員に加えて、当該学年教諭・SC・SSW、当該重大事態の性質に応じて加える。

○役割

- ①いじめられた児童担当・・・教育相談主任・担任・養護教諭
- ②いじめた児童担当・・・学年主任・担任・養護教諭
- ③間接指導担当・・・生徒指導主任・学年主任・担任
- ④保護者との連携担当・・・担任・学年主任・生徒指導主任

8 「いじめ対策連絡協議会」

市の条例にあるいじめ防止対策推進法に基づき、「いじめ問題対策連絡協議会」を置く。所掌事務としては、本校が定めるいじめの防止等のための対策に関する、基本的な方針に対する評価および助言を定例で行うこと、ほか、いじめ防止に関する施策を適切に実施するために、関係する機関および団体と相互に連絡調整を行う。

○構成メンバー

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・教育相談主任・学校運営協議委員
・スクールカウンセラー・その他関係する機関

9 稲枝東小学校 いじめの予防と解決への組織的対応マニュアル

稲枝東小学校 いじめの予防と解決への組織的対応

いじめ問題は、現在の学校教育における重要課題である。わたしたちは、人権尊重の教育の観点に立ち、日ごろから児童間の好ましい人間関係を育成しなければならない。児童の間にいじめ等が起きていないか常に鋭い感性を持ち、その兆候を見逃さないことが大切である。

いじめの予防と解決には、「いじめ対策会議」を校内組織に位置づけ、全校的な指導体制を整えて組織的に対応する。その委員会を中心に、きめ細かな予防的活動を展開し、いじめが発生した場合には、緊急に対応していく必要がある。

そこで、いじめへの対応の在り方をしっかりしたものにしていくために「いじめをなくすための予防的活動」と、「発生したいじめへの緊急的対応」についてまとめ「稲枝東小学校 いじめの予防と解決への組織的対応マニュアル」として活用を図るものとする。

いじめ対策会議

構成メンバー：校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・教育相談主任・SC・SSW

「0」

予防的活動

学習活動の充実

- 分かる授業を実現するために創意工夫を行い、授業改善を図る。
- ・子どもと「共に学ぶ」立場に立ち、「考える、分かる、やる気を起こす、目標が持てる、協力し合う」授業の実践に努める。
- ・子どもにいろいろな見方や考え方があつたことを指導し、自分の考えを述べ合うことを通して、自由に発言できる喜びや、友達と共に学ぶことの楽しさを味わわせる授業に努める。
- 豊かな人間関係づくりを大切にする。
- ・道徳の時間や特別活動などをはじめとした学校の教育活動全体を通じて、人間としての在り方、生き方について考えさせ、自他の生命や人権を尊重する心を育てる。
- ・特別活動や総合的な学習の時間などにおいて、グループ学習、学年全体の活動、あるいは、異年齢集団による活動を通して、互いに教え合い、学び合う態度を育てる。

日常の生徒指導の充実

- 児童理解を大切にする。
- ・あらゆる機会を設けて、教職員が児童と信頼関係を築きながら、児童の声を聞き、気持ちを理解していく。また、必要に応じて、きめ細かな教育相談や悩み調査・諸検査を行い、児童の内面を多面的にとらえる。
- ・学級担任は、教科担当者、養護教諭、訪問教育相談員、SC、SSW等との連携を密にし、情報を収集する。
- 日ごろからのいじめ予防に努める。
- ・学級、学年集会、全校集会において、「いじめは絶対に許さない」姿勢を日ごろから児童に訴えていく。
- ・教師の目の届きにくい場所について、校内巡回等を行い、いじめを予防するための環境整備を行う。
- 力を合わせて的確に対応する。
- ・悩みを抱えている教師に対しては、具体的な手だてにより全教職員で支援する。
- ・計画的に校内研修会を実施し、教職員の相互理解や児童についての共通理解を図る。
- ・教育相談研修等に参加して、児童の多様化している行動への指導力向上を図る。
- ・家庭訪問、電話、連絡帳、手紙、日記、各種提出物のコメント等を通して、たえず学校と保護者との情報交換を行い相互理解を図る。

児童会の取組

- あいさつ運動など「呼びかける運動」をする。
- ・「暴力やいじめを許さない」
- ・「やさしさや思いやりを大切にしよう」
- 児童集会で啓発劇を行う。
- ・人権集会で委員会より劇を上映してもらう。
- 動画による啓発を行う。
- ・「呼びかける運動」の内容を動画放送で啓発する。
- 縦割り遊びの充実を図る。
- ・思いやりや支え合いの心を育む。

校外との連携

- 保護者との緊密な情報交換をする。
- ・保護者と学校がよりよく児童を理解するために、授業参観、学級・学年懇談会を積極的に取り入れる。
- ・いじめの相談は関係諸機関に持ち込まれることが多いので、積極的に学校からも出向いて情報交換をし、連携・協力を深める。
- 関係諸機関との連携を緊密にする。
- ・地区の連絡会議や自治会、育成会等との連携を図り、共に児童の健全育成に努めるという関係づくりをする。
- ・学校運営協議会の運営委員に積極的に来校していただく。

「1」

児童の気になる情報

教職員自身の意識をチェック

いじめの初期の段階で、教職員がいじめのサインを見落としたり、いじめの事実を認識できなかったりすると、深刻ないじめに発展していくことが予想される。そのために全教職員があらゆる場で、日ごろから児童の交友関係や表情、態度等の小さな変化にも気を配ることを大切にする。

情報の内容例

- ①いじめられた児童や保護者から訴えを受けた。
- ②他の児童等からいじめの情報を聞いた。
- ③いじめらしき現場を発見した。
- ④児童の言動からいじめのサインに気づいた。
- ⑤家庭や地域の人からいじめらしき情報を聞いた。
- ⑥関係機関等からいじめに関する連絡を受けた。
- ⑦訪問教育相談員やSC等から情報を聞いた。

いじめのサインを早期に発見するには？

- ※いつもと違う子供の変化に気付くことが大切。
- 理由がはっきりしない欠席、遅刻、早退
 - 保健室や職員室への頻回訪問
 - 教職員の不在を確かめるような行動
 - グループに教職員が近づくと分散する行動
 - 学習意欲の低下（成績の低下）
 - 特定の児童への冷やかしのからかい
 - 持ち物の破損や落書き
 - 打撲やすり傷、服装の乱れ
 - 食欲の低下、体の不調
 - 表情や情緒、言葉遣い等の変化
 - 休み時間や放課後などの一人での行動
 - 家庭からの金品の持ち出し

「2」

情報を聞いた教職員

独断で対応せず、素早く関係者に連絡

「3」

担任・学年主任

- ①いじめ問題には独断で対応しない。他の教職員等と連携を図り、組織的に対応する。
- ②「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に立つ。
- ③徹底していじめられている児童の側に立つ。
- ④いじめが出た学級の担任を全教職員で支援していく雰囲気や体制をつくる。

連絡を受けた担任または学年主任は、「様子を見よう」「いじめではない、悪ふざけだろう」「単なるけんかだ」などと個人的な解釈や判断をせず、生徒指導主任に必ず報告する。生徒指導主任が不在の場合は、教頭・校長に直接報告する。なお、情報伝達の微妙なズレを防ぐため、簡単な報告書を作成しておく。

- 報告書例
- 【いじめ状況報告書】 (報告者氏名)
- ① 日時
 - ② 場所
 - ③ 被害者〇年〇組氏名〇〇 〇〇
 - ④ 加害者等〇年〇組氏名〇〇 〇〇
 - ⑤ 内容・状況等

教頭

校長

生徒指導主任は、校長・教頭に報告し対応を検討する。

- ①問題を解決するためのいじめ緊急対応会議を招集する必要があるか。
- ②自殺、不登校、脅迫、暴行など緊急に対応する必要があるか。
- ③事実調査の内容と方法はどうか。

一連の経過について、いつ、どこで、だれが、何を、なぜ、どのようになど明確に記録を取っておく。外部からの情報提供に対しては、すべての教職員が対応できるようにしておく。

「4」

いじめ緊急対策会議

会議資料の内容

- ①いじめの状況 (報告書)
- ②いじめの被害者、加害者に対する資料(家庭環境調査など)

会議の構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、教育相談主任、該当学年教諭、SC、SSW

調査実施上の留意点

- ①調査する上では、まず教職員自身がいじめの被害者の味方に立ち、常に子供を支える立場で接する。
- ②被害者は、「いじめられている」ことを語らないことが多いので、性急にならずに、被害者の気持ちに沿って話を聞く。
- ③いじめの加害者は、「いじめた」と思っていないか、認めようと思わない場合が多いので威圧的にならずに、本人の不満や言い分を受容的に聞く。
- ④けんか両成敗的な指導はしない。
- ⑤事実を確認する段階では、安易に善悪の判断はしない。
- ⑥内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実関係を明確にする。
- ⑦事実関係が明確になったら児童自身にいじめの経過を書かせる場合もある。
- ⑧当事者以外から情報が提供されたとき、その情報源(児童等)に迷惑が及ばないように配慮する。
- ⑨家庭訪問をする、来校を願うなど、保護者と直接面談する。その際、先入観をもたずに、具体的な事実を確認する。

また、保護者の養育態度などを責めたりせず保護者の立場や心情に十分配慮する。

調査

調査の観点

- ①いじめの被害者、加害者などの関係児童との面接調査や行動観察をどのように実施するか。
- ②役割分担はどうか。
- ③保護者との連絡をどのようにするか。調査は速やかに行い、結果は次のページの文書例などで報告する。(調査は、いじめられた子・いじている子・周囲の子の三者に対して行う。)

事実関係把握

事実関係の把握 (調査の項目)

- ①いじめの状況
 - ・日時・場所・人数
 - ・いじめの態様やいじめ集団の構造など
- ②いじめの動機・背景
- ③いじめられている子、いじている子の言動とその特徴
- ④保護者の知っていること
- ⑤教職員の知っていること
- ⑥他の問題行動との関連

保護者

指導方針決定
指導体制確立

職員会議 学年会議

「5」

いじめ解決への援助・指導

具体的に援助・指導するための組織を結成する。

児童にとって誰がキーパーソンかを考え臨機応変にメンバーに加える。

役割分担例（◎は主担当を示す）

- ①被害者担当チーム：◎教育相談係、担任、養護教諭
- ②加害者担当チーム：◎学年主任、担任、学年生徒指導係、養護教諭
- ③間接指導チーム：◎生徒指導主任、学年主任、担任、学年生徒指導係、
- ④保護者との連携班：◎担任、学年主任、生徒指導主任

被害者への指導・援助の姿勢

- ①どんな理由があるにせよ、徹底していじめられた子の味方に立つ。
- ②親身になって話を聞く。
 - ・静かに、落ち着いて話ができる雰囲気を作る。
 - ・教職員と子どもという上下関係を作らず、穏やかに接する。
 - ・相づちを打ちながら話を聞き、子供を安心させる。
 - ・「あなたも悪いところがあるよ」「頑張ってる」などの批判や安易な励ましは絶対にしてない。
- ③継続的に事後指導を行い、今後の対策について一緒に考える。
 - ・学校や教職員の考え・対処の仕方を誠意を持って本人に伝える。
 - ・本人の意思を無視して強引に解決を進めないようにする。
 - ・親やいじめていた子へどのように働きかけたらよいか、また働きかけてほしいかを本人と相談しながら進める。

加害者への指導・援助の姿勢

- ①いじめの背景の理解に努め、個別にかかわる機会を継続的にもつ。
- ②自分はどうすべきであったか、これからどうするかについて考えをまとめ行動できるように援助する。
- ③教職員が一方的に問いつめるようなことはせず、お互いの人間関係を大事にしながら良い点を認めてやる。
- ④集団でのいじめの場合は、個別指導と並行してグループとの話し合いを継続して行う。
- ⑤本人が「謝りたい」という気持ちが生まれてきた段階で、いじめられていた子の気持ちを確認し、きちんとした謝罪と今後の決意表明をさせる。

被害者担当チームの具体的な対応例

- ①いじめられるつらさや苦しみに共感的理解を示す。
- ②いじめは絶対許さないこと、いじめ解決まで「必ず守り通す」こと、徹底していじめられる側に立つことを伝える。
- ③いじめ防止への強い取り組みの姿勢を継続して伝え、信頼関係を作る。
- ④本人が自信を持って学校生活を送れるよう事後指導を継続的に行う。
- ⑤「いじめ解決の陰にいじめあり」とならないように、加害者及び周囲の児童への影響を考慮して指導・援助に当たる。
- ⑥長期的に観察と支援を続ける一方、他の教職員や周囲の児童からも情報を得る。

加害者指導チームの具体的な対応例

- ①いじめた子の行為を中立の立場で冷静に確認する。
- ②いじめた子の言い分を受容的に聞きながら、いじめの意図を確認する。
- ③いじめた子自身の心理的背景を理解する。
- ④その後も本人の気持ちを理解し、継続的にかかわっていく。
- ⑤いじめた子の長所を本人に伝え（再認識させ）、そのエネルギーを長所を生かした事に向けさせる。
- ⑥長期的に観察と支援を続け、他の教職員や周囲の児童からも情報を得る。

観衆、傍観者への指導・援助の姿勢

- ①いじめが起こったとき、当事者だけの問題にとどめず、学級あるいは学年全体の問題として考えていく。
- ②学級や全体への指導では、教職員は正論だけを訴えるのではなく、感情に走らず、冷静に本気でこの問題に取り組んでいる姿勢を示す。
- ③いじめを止めたり教職員に連絡したりすることは、正義に基づいた勇気ある行為であることを理解させる。
- ④日常生活において、教職員と児童一人一人との触れ合いを通じて、児童を温かく見守り、内面を理解し、良いところを伸ばすよう心がける。
- ⑤児童一人一人との好ましい人間関係を確立し、心が通い合う学級の雰囲気作りに努める。

保護者との連携の姿勢

- ①「子どものためにどうするか」という視点に立って、保護者とよく連携を図り、共に考えていくという姿勢を持つ。
- ②教職員が保護者を非難したり、一方通行的に話したりすることのないよう、十分配慮する。
- ③家庭訪問など保護者との面談は、学級担任一人だけでなく学年主任など複数の教職員などで対応することが望ましい。
- ④保護者からの悩みや言い分については、話合いの時間を十分確保する。

間接指導チームの具体的な対応例

- ①いじめられている子供のつらい気持ちを考えさせるとともに、いじめ行為の卑劣さを理解させる。
- ②いじめを見てはやし立てる行為は、直接手を下さなくてもいじめへの加担であり、いじめと同じであることをよく分からせる。
- ③いじめを見て見ぬふりをする、傍観という態度は、いじめられている子供にとってどのような影響を持つかを考えさせる。
- ④学級活動等で、いじめの問題について話し合わせ、いじめをなくすにはどうすればよいかを、児童一人一人に自分のこととして考えさせる。
- ⑤心の悩み、イライラ、先々への不安などのストレスを排除し、明るい気持ちで生活できるように援助する。

被害者・加害者の保護者との連携班の具体的な対応例

- ①確認したいじめの事実関係を冷静かつ正確に伝える。
- ②いじめられた子の保護者に対しては、学校の安全管理が十分でなかったことを率直に認め、謝罪する。
 - ・いじめの再発防止対策など、学校の指導方針を説明し、保護者の理解を得る。
 - ・家庭における子供の様子の観察など、保護者に協力を依頼する。
- ③いじめた子の保護者に対しては、家庭訪問等により直接いじめの行為等についての事実を伝える。
 - ・学校としての対応について説明し、問題解決のためには保護者の協力が不可欠であることを伝える。
- ④保護者から学校への要望、学校としてできることとできないこと、保護者としてできることとできないことなどを明確にしながらいじめられた子、いじめた子の指導・援助の方向性を探る。

継続指導・経過観察

(※「いなえっ子スマイルアクションプラン」P.1～2参照)

「6」

- ①表面的な謝罪だけで解決したと、安心することなく、両者が納得できるようにする。
- ②今後どの教職員が、どの児童に、具体的にどのような関わりをしていくのか明確にしておく。
- ③外部関係機関等の対応は窓口を一本化して、連携をとりやすくする。
- ④問題が深刻化した際、問題を焦点化して、校長を中心として組織的に対応する。

経過観察の観点

- ①いじめのサインはないか。
- ②交友関係はどうか。
- ③意欲的に生活しているか。
- ④家庭における様子はどうか。など

いじめのその後について検討する。

- ①発生したいじめ問題を解決と判断できるか。
- ②これまでの援助・指導の方針を再検討する必要性はあるか。
- ③いじめ問題が長期化・複雑化した場合、関係機関との連携が必要か。
- ④望ましい学級づくりができるように、学校全体で支援していくような体制を検討する。

NOの場合は「5」へ

解決したか？

YES

「7」

再発防止・予防的活動

「8」

「いじめ対策連絡協議会」

市の条例にあるいじめ防止対策推進法に基づき、「いじめ問題対策連絡協議会」を置く。所掌事務としては、本校が定めるいじめの防止等のための対策に関する、基本的な方針に対する評価および助言を定例で行うこと、ほか、いじめ防止に関する施策を適切に実施するために、関係する機関および団体と相互に連絡調整を行う。